

第3期佐倉市障害福祉計画書（素案）に寄せられた意見と市の考え方について

（1）意見募集結果

意見募集期間	平成24年1月31日～平成24年2月14日		
意見募集結果	意見提出者	2名	
	意見数	3件	
意見に対する対応	意見を参考に素案を修正したもの	2件	
	原案のとおりとしたもの	1件	

（2）意見の内容と市の考え方

No.	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
1	<p>平成22年12月17日の「障がい者制度改革推進会議」の堂本委員提出資料にある、以下のような文言が入ることを希望します。</p> <p>「[地域移行に必要な就学支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在学中もしくは就職直後に発症し、青年期を入院等の治療で過ごさざるを得なかった人に、再就学を希望する人への支援の手だても必要である。 ・若年発症で思春期に入院した人には、特に就学支援の手だてが必要である。」 <p>（詳細は別表のとおり）</p>	<p>「第3期佐倉市障害福祉計画」は、障害福祉サービスの事業見込み量を確保するための方策を定める計画であるため、ご意見につきましては、障害者施策全般に関わる基本的な方針を定める、「次期佐倉市障害者計画」策定の際の参考とさせていただきます。</p>	無
2	<p>第2章3-9)「中途失聴者・難聴者の現状」(20頁)</p> <p>文章中に「高高度難聴(ほぼ全ろう)」とありますが、一般の人にはこの用語がWHOの分類であっても理解し難く誤植かと勘違いされてしまうのではないのでしょうか？用語解説の中に入れるか、何か良い方法をご検討いただきたいです。</p>	<p>「高高度難聴(ほぼ全ろう・35ページ参照)」に修正いたします。あわせて用語解説(35頁)に「難聴の区分 WHO(世界保健機関)は、会話に必要な平均聴力dB(デシベル)について、軽度難聴(26~40dB)、中等度難聴(41~55dB)、準高度難聴(56~70dB)、高度難聴(71~90dB)高高度難聴(91dB~)に分類している。」を追加いたします。</p>	有
3	<p>第4章1用語解説「要約筆記」(35頁)</p> <p>「筆談要約筆記」とありますが、筆談と要約筆記は異なるものです。用語解説の中に記載されるならば、「ノートテイク」「手書き要約筆記」と訂正していただきたいと考えています。</p>	<p>ご意見のとおり「筆談要約筆記、」を「手書き要約筆記・ノートテイク、」に修正いたします。</p>	有

別表

精神障害の好発年齢は、大体大学生くらいの年齢です。となると、大学に通学していて、精神障害を発症する人も多い訳です。しかし、日本の精神障害学生支援はというと、和歌山大学で「キャンパス・デイケア」が開始されたというくらいです。大半は、在学中に発症すると退学を余儀なくされ、「精神障害がある」旨をはじめから伝えと、入学を断られるのが現状です。高等教育機関には、障害学生支援コーディネーターの必置義務もありませんから、各学校により、対応はまちまちです。

日本学生支援機構（旧：日本育英会）では、「教職員のための障害学生修学支援ガイド」を作成し、ホームページにアップしていますが、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱、発達障害のガイドはあっても、精神障害に関する、そのようなガイドはありません。

平成22年12月17日の「障がい者制度改革推進会議」の堂本委員提出資料の中に、以下のようなことが書いてありました。第3期佐倉市障害福祉計画にも、以下のような文言が入ることを希望します。

「 [地域移行に必要な就学支援]

- ・ 在学中もしくは就職直後に発症し、青年期を入院等の治療で過ごさざるを得なかった人に、再就学を希望する人への支援の手だても必要である。
- ・ 若年発症で思春期に入院した人には、特に就学支援の手だてが必要である。」

高等教育というと、義務教育ではないため、軽く考えられがちです。しかし、夢に向かって、高等教育を受けることによって一歩を踏み出そうとした若者が、人生の途中で精神障害を発症したために、その夢を奪われてしまうのを、黙って見過ごしてしまっているのでしょうか？病气や障害があっても、夢が持てる佐倉市に、日本にしなければならないと思います。